

久御山町

人権教育・啓発推進計画（第2次）



あ い さ つ

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。

日本国憲法においては、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。



しかしながら、依然として同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人などへの偏見や差別のほか、虐待や暴力、インターネット上の差別表現、最近では、住民票や戸籍の情報など個人情報の不正取得といった新たな人権問題も生じています。

すべての人々が尊重しあい、共に生きる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権を正しく理解し、人権尊重の高い意識を持つことが重要です。

本町では、2006年（平成18年）に「久御山町人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めてきましたが、これまでの人権施策の成果を踏まえて必要な見直しを行うとともに、第5次総合計画に基づき、「久御山町人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定しました。

今後も、住民一人ひとりの人権意識を高め、住民の皆様が主体となった人権尊重のまちづくりを目指し、すべての住民、関係機関や団体、企業等の皆様のご理解やご協力をいただきながら、人権が尊重される明るい地域社会づくりに取り組んでまいりますので、一層のご支援とご協力をお願いいたします。

2016年（平成28年）11月

久御山町長 信 貴 康 孝

目 次

第1章 はじめに	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国内の動向	1
3 久御山町の取り組み	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1 計画改定の趣旨	4
2 計画の目標及び性格等	4
(1) 計画の目標	4
(2) 計画の性格	4
(3) 計画の目標年次	4
3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針	5
第3章 人権問題の現状等	6
1 同和問題	7
2 女性の人権	8
3 子どもの人権	9
4 高齢者の人権	11
5 障害のある人の人権	12
6 外国人の人権	13
7 感染症・ハンセン病等患者の人権	14
○ エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）	
○ ハンセン病	
8 様々な人権問題	15
○ 犯罪被害者等	
○ ホームレス	
○ 性同一性障害、性的指向	
○ その他の人権問題	
9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	17
○ インターネット社会における人権の尊重	
○ 個人情報の保護	
○ 安心して働ける職場環境の推進	

第4章 人権教育・啓発の推進	19
1 計画の推進	19
(1) 推進体制	19
(2) 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働	19
(3) 計画に基づく施策の点検・評価	19
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	20
(1) 保育所・幼稚園	20
(2) 学校	20
(3) 地域社会	21
(4) 家庭	22
(5) 企業・職場	23
3 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	24
(1) 町職員	24
(2) 教職員・社会教育関係職員	24
(3) 保健福祉関係者	25
(4) 医療関係者	25
(5) メディア関係者	26
4 指導者の養成	26
5 人権教育・啓発資料等の整備	26
6 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	27
○ 用語解説	28
○ 資料	37



第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されるとともに、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官の設置や人権関係諸条約の監視機関の設置など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた積極的な活動が展開されてきました。

特に、1994年（平成6年）第49回総会では、「人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要である」という国際的な共通認識のもと、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの「人権教育のための国連10年」の取り組みにより人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など様々な取り組みが推進されてきました。

国連では、2006年（平成18年）に、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（2005年（平成17年）～2009年（平成21年））、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））に基づく取り組みが推進され、2015年（平成27年）からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））の取り組みが進められています。

2 国内の動向

我が国では、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設や世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。

また、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」などの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の同和対策

審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき33年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念のもとに、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の自由権規約委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等様々な人権問題が存在すると指摘されているため、1995年（平成7年）、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）に国内行動計画が策定されました。

また、1996年（平成8年）に「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務とし、人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001年（平成13年）5月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」の答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」が制定・施行されました。

その後、2002年（平成14年）には、「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」により、様々な人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」など、様々な人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

京都府においては、1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を、2005年（平成17年）1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定され、様々な施策が取り組まれてきました。

世界人権宣言採択の65周年に当たる2013年（平成25年）には、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表されると共に、2016年（平成28年）1月には引き続き積極的で効果的な取り組みを推進していくため、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定されたところです。

3 久御山町の取り組み

本町では、町の最上位計画である「久御山町総合計画」において、人権の尊重を重要施策と位置づけ、すべての人が人権を尊重する社会を築いていくため、平和教育、人権教育・啓発に取り組んできました。

「人権教育のための国連 10 年」に合わせて住民の人権意識を高め、人権文化を確立するため、人権教育・啓発の基本的指針として 2001 年（平成 13 年）に「人権教育のための国連 10 年久御山町行動計画」（以下「久御山町行動計画」という。）を策定しました。その後、「久御山町行動計画」を継承・発展させるため、2006 年（平成 18 年）に「久御山町人権教育・啓発推進計画」を策定して、人権教育・啓発に係る施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。

以後本町では、職員の人権意識を高める研修の実施や、学校等における児童生徒への研修、住民、民間団体、企業、役場合同の人権啓発研修会の実施など人権施策を実施してきました。

また、山城地域の行政機関と民間団体・企業が、人権啓発等の取り組みを連携して推進する必要があるとの考えから、2008 年（平成 20 年）に「山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねつとやましろ）」が設立され、広域的な人権啓発ネットワークの推進にも取り組んできました。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

本町では、国、京都府等関係機関と連携しながら同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の理解や解決に向けた施策を積極的に推進してきました。

住民の人権意識を高め、人権文化を確立するための教育・啓発の行動計画である「久御山町行動計画」を継承発展させた「久御山町人権教育・啓発推進計画」を2006年（平成18年）に策定し、人権教育・啓発に係る施策を、総合的かつ計画的に進めてきたところです。

しかし、現在においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、感染症患者等の人権に関する様々な問題が依然として存在しています。また、近年ではインターネット上の悪質な書き込みや戸籍等の不正取得、ヘイトスピーチといった事象も発生しています。

少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大などにより人権問題は多様化、複雑化しています。

今般、「久御山町人権教育・啓発推進計画」の計画期間が2015年（平成27年）で満了し、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として「久御山町人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定することとしました。

2 計画の目標及び性格等

（1）計画の目標

この計画は、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けて、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加し、人権について学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を本町において構築することを目標とします。人権という普遍的な文化が根づいた社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が社会全体及び日常生活のすみずみにまで浸透した、人権感覚の豊かな社会であると考えています。

（2）計画の性格

この計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、本町が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもので、第1次計画の後継にあたります。

（3）計画の目標年次

この計画の目標年次は2025年度（平成37年度）までとします。

3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた第1次計画の取り組みの成果を踏まえ、次の点に留意して推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることが、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取り組みを推進します。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、ともに支え合いながら、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取り組みを推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。住民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるような取り組みを推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が住民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域・職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身につけることができるよう取り組みを推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、様々な生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要と考え、取り組みの中に取り入れていきます。

第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような様々な人権問題が生じる背景について、国の「基本計画」では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」があげられています。この他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、住民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場や機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取り組みにより、ユニバーサルデザインの考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、国・京都府をはじめ関係機関と十分連携を図って、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

また、近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。

1 同和問題

(これまでの取り組み)

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である」という認識を示しました。本町では、同和問題が広範な地域に係る人的問題でもあることから、啓発事業に努めてきたところであり、住民はもとより、本町の特徴である数多くの企業、行政関係団体に対して啓発事業を実施するとともに、町職員にもあらゆる機会を通じて研修を実施しています。

また、同和問題の広域的見地からの諸問題をさらに解決していくために、南山城15市町村で構成する山城地区市町村連絡協議会で、取り組んでいるところでもあります。

(現状と課題)

1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や地方自治体の特別対策事業の実施により、道路や住宅などの生活環境など物的基盤の整備は一定前進しています。

しかし、京都府が行った府民調査では、結婚に関わる問題や、住宅購入の際に同和地区への忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正請求事件や土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書込みなどで顕在化しているものと考えられます。こうしたことから、引き続き同和問題の早期解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(今後の取り組みの方向)

1996年（平成8年）の地域改善対策協議会の意見具申であるように「同和問題は、過去の課題ではなく、人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題」という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として位置づけ、広域的見地から人権教育・啓発を今後も推進します。

差別意識や偏見を解消するため、人権尊重の視点に立って、効果的な教育・啓発活動を推進するとともに、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、一層創意工夫をした取り組みを推進します。



2 女性の人権

(これまでの取り組み)

女性の人権問題については、1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降、「国内行動計画」の策定（1977年（昭和52年））や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准（1985年（昭和60年））、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」（1986年（昭和61年））の施行など各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」とうたわれ、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

さらに、女性に対する暴力などの急増から「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」（2000年（平成12年））、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」（2001年（平成13年））が施行されました。

本町では、2003年（平成15年）に「久御山町男女共同参画プラン」を策定し、2004年（平成16年）に久御山町男女共同参画都市宣言を行いました。2013年（平成25年）には、「久御山町第2次男女共同参画プラン」を策定し、人権尊重の視点に立った男女平等の社会の形成に向けて、男女共同参画フォーラムやセミナーの開催・啓発誌の発行等積極的な取り組みを進めてきました。

(現状と課題)

女性の人権問題の現状は、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的な扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数は、2015年（平成27年）の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は145か国中101位であり、諸外国とくらべて低い結果（指数が低いほど不平等である）となっています。

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、京都府配偶者暴力相談支援センターにおけるドメスティック・バイオレンス（DV）相談件数は、2014年度（平成26年度）6,994件であり増加傾向にあります。

また、京都労働局へのセクシュアル・ハラスメント相談件数は、2014年度（平成26年度）は88件となっており、日本労働組合総連合会が2014年（平成26年）に実施したマタニティ・ハラスメントの調査では、妊娠経験のある働く女性の約4人に1人（26.3%）が「被害を受けたことがある」と回答するなど働く女性へのハラスメントも重大な問題となっています。

依然として、長い歴史の中で形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった伝統的な性別による固定的な役割分担意識と、それに基づいた社会における慣習を背景とした差別的な扱い

や、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保など課題が残されています。社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、総合的な施策を推進していくことが求められています。

(今後の取り組みの方向)

女性の人権問題は、性に起因する暴力や固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されています。こうした課題に対応するため、「久御山町第2次男女共同参画プラン」に基づく諸施策を総合的に実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めます。

DVやセクシュアル・ハラスメント等の女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、京都府や警察等関係機関との連携のもと、相談・支援体制の充実に努めます。

また、交際中の男女の暴力(デートDV)や元配偶者や元恋人の裸の写真などをインターネットに流出させる等の嫌がらせ行為(リベンジポルノ)等についても人権教育・啓発を通して人権侵害行為の防止に努めます。

3 子どもの人権

(これまでの取り組み)

国連では、1989年(平成元年)に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択されました。この条約では、子どもには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利のもと、特別な保護や援助を受ける権利があるとしています。子どもの権利条約は、人権条約としては最大の締結国数を有し、日本は1994年(平成6年)に批准しています。

また、2000年(平成12年)には、増加・深刻化する児童虐待の問題に対応するため、子どもに対する虐待の禁止、虐待を受けた子どもの保護を含めた措置を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。

2013年(平成25年)には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止対策推進法」が施行され、2014年(平成26年)には子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

本町でも、児童虐待の早期発見と防止を図るため、京都府、小中学校その他関係機関と連携し、久御山町要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の早期発見や啓発に努めてきました。

また、2005年度(平成17年度)から2009年度(平成21年度)を計画年度とする「久御山町次世代育成支援行動計画(子育て支援プラン)」や2010年度(平成22年度)から2014年度(平成26年度)を計画年度とする「久御山町次世代育成支援後期行動計画」、2015年度(平成27年度)から2020年度(平成32年度)を計画年度とする「久御山町子ども・子育て支援プラン」に基づき、すべての住民が子育てについての理解を深め、家庭、学校、地域がそれぞれ連携し、子育て支援の充実を図るとともに、子どもの人権を守る取り組みを進めてきました。

（現状と課題）

こうした状況の中、子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待（保護者等による身体的・性的・心理的虐待、養育の拒否・放任）は増加傾向にあり、いじめ・体罰についても、依然として深刻な状況にあります。また、インターネット上の有害情報の氾濫や、SNSでのいじめなど、新たな形態で子どもが被害者や加害者になる事態も生じるとともに、児童買春・児童ポルノなど子どもに関わる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

また、学校においては、いじめや不登校が依然として深刻な問題となっています。その原因としては、近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれていること、また、核家族化の進行や家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していく意識が薄れてきていると考えられます。

社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となったり、都市化の進行等によって自然や人間を大切にする気持ちが欠如したり、情報化の進展等により自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的なひずみも生まれています。

（今後の取り組みの方向）

「久御山町子ども・子育て支援プラン」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進するとともに、家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援します。

児童虐待への対応については、子どもを虐待から守り、子どもが安心・安全に暮らしていけるように、地域や関係機関が連携して児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つと考えられることから、地域やNPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。

さらに、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、非行や問題行動、いじめ、不登校、体罰等について、個々の事象に対応できるよう相談体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取り組みの充実を図ります。

一方、インターネットを適切に利用できるよう、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行うとともに、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者等に情報提供を行い、加害者にも被害者にもならないよう教育・啓発等を実施していきます。



4 高齢者の人権

(これまでの取り組み)

高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年（平成12年）4月から介護保険制度が導入されました。これにより本町では、同年に介護保険事業計画を含む「久御山町第2次高齢者保健福祉計画」を策定して以来、保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保などの施策を積極的に進めてきました。2015年（平成27年）3月には、ふれあいと支え合いで高齢者が幸せに暮らせる健やか長寿のまちを目指して「久御山町第7次高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者が地域社会で孤立することなく地域住民の温かなふれあいや支え合いの中で、身近な地域で安心・安全に暮らせる環境づくりを進めてきました。

また、高齢者虐待防止の取り組みについては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき虐待の防止や早期発見に取り組むとともに、高齢者の尊厳の確保を図る取り組みを久御山町地域包括支援センターや久御山町社会福祉協議会と連携しながら進めてきました。

(現状と課題)

本町における65歳以上の人口は、2016年（平成28年）3月末現在 4,673人、高齢化率28.6%であり、今後もさらに増加する見込みです。

これに伴い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症等で介護を要する高齢者が増加しています。

一方、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や身体拘束等から、高齢者の人権を守る必要があります。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解や、高齢者に対する偏見や差別をなくし、働く意欲のある元気な高齢者には、年齢等により、雇用・就業機会や、自ら社会参加する機会を制限されることがあってはなりません。

(今後の取り組みの方向)

たとえ支援が必要になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会と関わりを持ちながら生活できるよう、「久御山町第7次高齢者保健福祉計画」等に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、高齢者の健康や生きがいづくりを目指すとともに、支援を必要とする高齢者を地域で支える体制づくりの推進に取り組めます。また、高齢者の権利擁護を図るとともに、虐待防止のための相談指導体制の充実や関係機関との連携強化と必要なネットワーク体制の整備に努めます。

一方、働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加していくことから生きがいづくりだけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として、各種の活動に参加できるような地域社会の実現に向けた取り組みを進めるため、久御山町シルバー人材センターの活用などによる雇用・就

業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

さらに、高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者の人権問題に係る啓発活動の取り組みの推進に努めます。

5 障害のある人の人権

(これまでの取り組み)

国では、2006年（平成18年）に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年（平成23年）に「障害者基本法」が改正され、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年（平成25年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されるなど法整備を進め、2014年（平成26年）1月に同条約を批准しました。また、その他にも、2012年（平成24年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されるなどの法整備が行われました。

また、京都府では、「障害者差別解消法」の施行に先立ち、2015年（平成27年）4月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を制定し、共生社会の実現に取り組んでいます。

本町では、2016年（平成28年）に「久御山町第3次障害者基本計画」を策定し、障害の有無に関わらず住みやすいまちづくりと、社会参加のしやすい環境づくりに向けた啓発パンフレットの全戸配付や研修会などの施策を引き続き積極的に進めています。

(現状と課題)

障害の有無に関わらず、すべての人が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

特に、精神障害のある人や難病患者等は、障害の特性が十分知られていないことから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

また、障害のある人に対する虐待（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）も2013年度（平成25年度）には府内で、障害者福祉施設従事者等からの虐待が4件、養護者からの虐待が54件発生していることから、引き続き、虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援が重要となっています。

(今後の取り組みの方向)

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備と障害に対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

障害のある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活躍することのできる社会を実現するため、「久御山町第3次障害者基本計画」や関係法令に基づき、取り組みを推進していきます。



6 外国人の人権

(これまでの取り組み)

京都府では、公益財団法人京都府国際センターを中心に、災害時の支援体制の構築に取り組むとともに、外国籍府民への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援等を行い、国際理解の促進や、外国籍府民と共に暮らす地域づくりの取り組みを推進してきました。

本町では、これまで児童生徒を中心とした国際理解教育やホームステイ事業など国際化に対応した社会環境づくりを進めるとともに、オーストラリアのワーウィック市でのピースフェスティバルに町体育協会や文化サークルを派遣するなど学校間交流とともに地域間交流を促進してきました。

(現状と課題)

久御山町の外国人住民の数は、2016年（平成28年）3月末で387人と町人口の約2.4%を占め、国籍別では、歴史的経緯から韓国の人が多く、次いで、中国、ベトナム、ブラジル、タイなどの人々となっています。町内には企業が多く、そこで就業する外国人が多いことが要因であると考えられます。

今後も我が国の生産年齢人口の高齢化と経済のグローバル化により外国人は増加していくことが予想されます。新たに、日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送るうえで様々な問題が発生することが指摘されています。また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆる「ヘイトスピーチ」の問題が発生しています。2016年（平成28年）5月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立したところですが、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

(今後の取り組みの方向)

今後も、一層国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識の醸成など、地域でのつながりを深め、民族や国籍等による差別がない「多文化共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

また、外国人の人権が尊重される多文化共生社会の実現に向け、住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心の国際化」を推進し、さらには人を排斥し、誹謗中傷する行為は許されないという人権意識の高揚を図るため、京都府等と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

7 感染症・ハンセン病等患者の人権

○ エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）

(これまでの取り組み)

世界保健機関（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルのエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

本町においても、ポスターの掲示やパンフレットの配布、広報誌等による広報活動により発生予防のための啓発に努めてきました。

(現状と課題)

新規エイズ患者やHIV感染者報告数は増加傾向にあり、広く男女を問わず20代・30代の性的接触による感染が拡大している状況であり、最近の傾向として、日本人男性の同性間及び異性間性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

(今後の取り組みの方向)

エイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した取り組みを京都府と連携しながら推進します。

○ ハンセン病

(これまでの取り組み)

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年（平成13年）に成立しました。

2009年（平成21年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

（現状と課題）

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

しかし、ハンセン病患者に対しては、「らい予防法」の廃止された後も、宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

（今後の取り組みの方向）

今後も、ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動に努めます。

8 様々な人権問題

これまで記述した人権問題以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

○ 犯罪被害者等

犯罪被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、司法手続きの過程等での精神的・時間的負担や周囲の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

本町では、2009年（平成21年）3月に「久御山町犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を送ることができるよう、総合的な支援を行ってきました。被害者のニーズは生活上の支援から医療、裁判に関することなど多岐にわたっていることから、今後も京都府や警察をはじめ関係団体等と協力して、被害者をサポートできる環境づくりに努める必要があります。

特に性暴力被害者は、心身への影響が甚大であり、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど潜在化する傾向があります。

心身の負担軽減と早期回復を図るため、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）」との連携と犯罪被害者等への情報提供に努めていきます。

○ ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。本町では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、京都府や関係機関、民間団体と連携・協力して自立支援等に関する施策

を総合的に推進します。

○ 性同一性障害、性的指向

2004年（平成16年）には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害のある人であって、一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とは言えず、社会生活の様々な場面で、偏見や差別を受けることがあることから、性に多様性があることへの住民の理解を深め、性同一性障害や性的指向に関わらず、誰もが安心して暮らしていただけるよう理解と認識を広げるための啓発を推進します。

○ その他の人権問題

- ・ 刑を終えて出所した人は、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引き受けが難しいことや、就労・住居の確保などの問題が存在しています。そのため、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、保護司等の更生保護の取り組みを支援するとともに、偏見や差別をなくすための啓発を推進する必要があります。
- ・ アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。
- ・ 婚外子（嫡出でない子）については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。
- ・ 北朝鮮当局による拉致問題については、重大な人権侵害であり、国において拉致被害者を救出すべく様々な取り組みが行われています。拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めるために啓発等を推進します。



9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

○ インターネット社会における人権の尊重

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及や、SNSなど様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着した便利なものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わる様々な問題が発生しています。

本町では、京都府と共に人権侵害の把握に努めていますが、外部から閲覧できないSNS等の利用も進んでおり、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

安心してインターネットが利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシー（流通する情報を活用する能力）の向上を図り、個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、京都府等と連携してライフステージに応じた教育・啓発を推進します。

○ 個人情報の保護

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

国では、2003年（平成15年）に、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」が制定され、事業者は、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知または公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

本町では、住民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、2001年（平成13年）に「久御山町個人情報保護条例」を制定し、本町における個人情報の取り扱いの適正化に努めてきたところです。

2011年（平成23年）から翌年にかけて、身元調査などの目的で戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生しました。個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては結婚や就職において不利益を生じさせる重大な人権侵害です。

住民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあることについて啓発を行うとともに、本町において2014年（平成26年）に開始した事前登録型本人通知制度を今後さらに普及させ戸籍等の不正取得防止に努めます。

○ 安心して働ける職場環境の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。そのためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントや立場の優位性を利用して、人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメントなどが社会問題化しています。

このようなハラスメントは、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、企業に対する啓発を推進していきます。



なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。本町としては以上に述べてきた以外の様々な人権問題も含め、人権に関するその他の課題についても、常にその状況に留意し、啓発等の取り組みを推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

本町では、前章で掲げた様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた人権教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、下記について住民を主体として取り組み、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる。
- ② 自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる。
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる。

1 計画の推進

(1) 推進体制

本町における全庁的な組織として設置している久御山町人権対策推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

(2) 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働

関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、公的団体、企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取り組みの展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

(3) 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実行性のあるものとするため、久御山町人権対策推進本部会議を適宜開催し、必要に応じて計画に基づく施策の点検・評価を行います。

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 保育所・幼稚園

(現状と課題)

本町の保育所・幼稚園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、本町独自の「就学前教育カリキュラム」に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育所・幼稚園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児との関わりの中で、相手を大切にする心を育むなど豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

また、すべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

(取り組みの方向)

今後とも、他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つようにすることなど、人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

また、職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組みます。

(2) 学校

(現状と課題)

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、「学習指導要領」等に基づき教育活動全体を通して人権の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己や他者を尊重する心を育むとともに、基本的な人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識を培う取り組みを推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた意識、態度、実践力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習など学習形態の工夫や人権教育資料、人権教育指導事例集などの有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

学校での人権教育については、依然として児童生徒が、同和問題など様々な人権問題を自分

自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度の育成が課題となっています。

さらに、学習したことが知的理解にとどまらないよう、人権感覚が十分身に付く指導方法の工夫改善や、教職員に人権尊重の理念について十分に認識を浸透させることも指摘されています。

とりわけ、体罰やいじめ問題は重大な人権侵害にもかかわらず一掃されていないという課題があります。

(取り組みの方向)

学校における人権教育については、国・府・市町村がそれぞれ役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識、技能、態度などを確実に身につけることを通して、人権尊重の精神の涵養（かんよう）が図られるようにしていく必要があります。

今後においては、「学習指導要領」や府や町の「指導の重点」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育てていきます。

また、基本的な認識に立ち、国、京都府との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ①人権学習は、共生社会の実現や自己や他者を尊重する心を育むことなどを視点とし、一人ひとりを大切にされた教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ②学校において人権教育の指導方法の改善を図るため、人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。
- ③子どもたちの人権尊重の精神を涵養していくために、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、すべての子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ④家庭や地域社会などとの連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため、多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑤体罰の根絶・いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために、人権に関わる教職員研修を推進し、知識の深化と指導力の向上に努めます。

(3) 地域社会

(現状と課題)

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本町では、生涯の各時期に応じて、基本的人権の尊重を基盤とした、人権に関する学習ができるよう、生涯学習センターや公民館等の社会教育施設を中心として人権教育の推進に努めています。

地域社会には、女性に関する問題や、高齢者に関する問題、同和問題など様々な人権問題が存在しています。また、社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化して

きています。そのような中で、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育を推進することが必要になっています。

一方、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年をはじめとするあらゆる人々にボランティア活動などの体験活動の人権尊重の心を培う機会として充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住民自らの自主的な取り組みを促すことも重要と考えられます。

(取り組みの方向)

住民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。
- ② 学習者の意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4) 家庭

(現状と課題)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など豊かな人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもへの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティックバイオレンス、高齢者や障害のある人への支援の不足など、家庭の問題は複雑・多様化しており、家庭を取り巻く環境の変化を踏まえた取り組みを推進する必要があります。

また、身近な人から親が子育てを学ぶ機会の減少や、都市化による地域とのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境を踏まえた取り組みを推進する必要があります。

特に、少子化や核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失などが見られ、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を養うため、家庭教育に関する啓発資料の提供や学習機会の提供、学習活動の支援を図りながら家庭教育を支援しています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

(取り組みの方向)

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が高まり、様々な場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの関係機関や地域との連携をより一層強め、相談活動の充実に努めます。

(5) 企業・職場

(現状と課題)

企業・職場は、その企業活動・営業活動等を通じて、住民生活に深く関わるとともに、地域の雇用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

本町をはじめとする行政、企業、各種団体で構成する山城人権ネットワーク推進協議会において、企業の人権問題の研修を積極的に支援するとともに、研修会が実施されています。

企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが求められており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識の更なる高揚を図るための取り組みが必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権について学ぶためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されています。

(取り組みの方向)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの労働環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、企業に対して人権研修の実施を促進するとともに、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取り組みに対し、情報提供などの支援に努めます。

3 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取り組みを推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、町職員、教職員・社会教育関係職員、保健福祉関係者、医療関係者、メディア関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 町職員

(現状と課題)

人権が尊重される社会の実現に向けて、町職員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。人権に関する様々な課題をより広く、かつ深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

町職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を実施しています。

(取り組みの方向)

町職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権認識の醸成を目指すための研修を進めるとともに、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係職員

(現状と課題)

学校における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。こうしたことから、府や関係機関と連携し、研修の機会を設けることにより、人権教育推進の中核となる人材を養成しています。

一方、社会教育においては、社会教育関係職員が地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、様々な形での研修会を通じて、地域社会において人権教育を積極的に推進していく指導者としての養成、資質の向上を図っています。

社会状況の急速な変化とともに人権問題が多様化・複雑化する中で、教職員・社会教育関係

職員が適切に対応できるように、研修を深めることが必要となっています。

(取り組みの方向)

教職員については、各学校における日常的な校内での人権研修を基本とするとともに、体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のため研修の充実に努め、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題について理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実に努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような研修の機会の充実に努めていきます。

社会教育関係職員については、地域社会における人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図るため、研修の充実に努めます。

(3) 保健福祉関係者

(現状と課題)

住民にとって最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会が多い民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対して、研修や講演会など人権意識の高揚を図る取り組みを行っています。

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」へサービスを提供することが基本であることから、プライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権教育・啓発に取り組んでいく必要があります。

(取り組みの方向)

保健福祉関係団体等の保健福祉関係者への人権教育・啓発の充実に支援するなど、保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めます。

(4) 医療関係者

(現状と課題)

医療は、生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント（説明と同意）の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。

医療従事者には、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と



認識のもと、患者本位の医療を提供することが求められています。

(5) メディア関係者

(現状と課題)

メディアは住民生活と密接に関わることから、住民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取り組みが必要です。しかしその一方では、誤って報道等がされた場合は影響力が大きいいため、人権や権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが求められます。

(取り組みの方向)

メディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

4 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、住民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、様々な研修機会などを通して、指導者を養成するための取り組みに努めるとともに、住民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供などを行い、その活動を支援します。

5 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発にあたっては、日常生活の中での身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫に努めます。

6 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の人々や様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、粘り強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校、地域社会、家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、広域連携も踏まえて、身近な問題をテーマとして、広報誌、新聞等のメディアやインターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間（5月1～7日）や人権強調月間（8月）、人権週間（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取り組みを行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。



用語解説



— あ 行 —

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年（昭和40年）12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年（平成7年）12月に批准している。

いじめ防止対策推進法

2011年（平成23年）に発生した、いじめ自殺事件を踏まえ、2013年（平成25年）9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

インフォームドコンセント

医療従事者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得ること。

エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immuno Deficiency Syndrome）のこと。HIVに感染し（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

HIV

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

SNS

Social Networking Service の略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

NPO

非営利団体（Non Profit Organization）のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が1998年（平成10年）12月に施行された。

— か 行 —

介護保険

1997年（平成9年）に制定された介護保険法に基づき、社会連帯を基本として、公的な保険制度により介護サービスを提供しようとするもので、2000年（平成12年）から実施されている。

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める、教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標をテーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の住民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

グローバル化

社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1990年（平成2年）。「2000年（平成12年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年。1979年（昭和54年）。

国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年（昭和56年）。

国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（自由権規約）、②市民的及び政治的権利に関する国際規約（社会権規約）、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に批准している。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年（昭和50年）。

国連人権高等弁務官

1994年（平成6年）創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）

子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

— さ 行 —

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年（平成6年）4月に批准している。

障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加を支援するための施策について、基本事項を定めた法律。

障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設立された。

期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された条約。障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014年（平成26年）1月に批准している。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。施行は2016年（平成28年）4月1日。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979年（昭和54年）12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985年（昭和60年）6月に批准している。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。これを受けて、国は、1995年（平成7年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための世界計画

2004年（平成16年）の第59回国連総会で決議。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各国で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ（段階）ごとに特定の

領域に焦点化した行動計画を策定している。

人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）

1997年（平成9年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年（平成11年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

世界エイズデー

1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、WHOがエイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

世界人権宣言 65周年京都アピール

2013年（平成25年）11月、世界人権宣言65周年記念京都人権啓発フェスティバルにおいて、京都府知事、京都市長、京都地方法務局長、（公財）世界人権問題研究センター理事長の4者により、世界人権宣言の精神と意義を再確認するとともに、人権尊重の理念を改めて幅広く訴えかけることを目的として発表されたアピール。

世界保健機関（WHO）

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

セクシュアル・ハラスメント

京都府男女共同参画推進条例では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること、または、相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

－ た 行 －

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

地域改善対策協議会（略称：地対協）

1982年（昭和57年）3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年（昭和59年）6月、「今後における啓発活動について」、1986年（昭和61年）12月「今後における地域改善対策について」、1991年（平成3年）12月「今後の地域改善対策について」、1996年（平成8年）5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

同和対策事業特別措置法

1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

京都府男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）と定義している。

— な 行 —

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

— は 行 —

ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍等の属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為等と説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014年（平成26年）には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から日本に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出された。我が国では、2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

こうした行為の代表的なものとしては、2009年（平成21年）12月に京都朝鮮第一初等学校（当時）に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年（平成23年）1月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

— ま 行 —

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを受けること。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

メディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など情報を人々に伝える機関や事業、システム。近年ではインターネット、Webサイトなども含む。

－ や 行 －

ユニバーサルデザイン

高齢者・障害者・子ども・妊産婦等、すべての人が使いやすい製品、住みやすい環境をつくりだそうという考え方。

－ ら 行 －

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

労働安全衛生

職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

資 料

1. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律……………	38
2. 世界人権宣言……………	39

1. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(2000年(平成12年)法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

2. 世界人権宣言

(1948年12月10日 第3回国際連合総会 採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

久御山町人権教育・啓発推進計画（第2次）

2016年（平成28年）11月発行
久御山町人権対策推進本部
事務局 久御山町総務部総務課

〒613-8585
京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地
TEL 075-631-9991・0774-45-3922 FAX 075-631-1899
